

青森県報

第七百十七号

令和六年
一月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………

が
ん
生
活
習
慣
病
・
対
策
課
…
一

(障
害
福
祉
課)
…
一

(同)
…
二

(河
川
砂
防
課)
…
二

(同)
…
二

(同)
…
三

(構
造
政
策
課)
…
三

告

示

青森県告示第三十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	協力難病指定医	難病指定医	協力難病指定医	難病指定医	協力難病指定医	指定医の区分
齊藤 孝幸	菊地 徹	田中 大	田中 大	田中 大	田中 大	氏名
医療法人雄心会青森新都市病院	社団法人慈恵会青森慈恵会病院	公立七戸病院	公立七戸病院	黒石市国民健康保険黒石病院	つがる西北五広域連合つがる総合病院	名称所在地
青森市石江三丁目一	青森市大字安田一字近野一四六の	上北郡七戸町字影津内九八の一	上北郡七戸町字影津内九八の一	黒石市北美町一丁目七〇	五所川原市字岩木町一二の三	担当する診療科名
総合診療科	内科	内科	内科	整形外科	整形外科	変更年月日
五・二・一	五・四・一	五・四・一	五・四・一	令和四・九・一	令和四・九・一	

青森県告示第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名	称	所	在	地	指	定
					年月日	

おひさま在宅クリニック 戸	八戸市南類家二丁目一六の二五 バンパレスD	令和 六・三・一
ナースステーションいいき きケア	青森市佃一丁目二三の一〇	〃

青森県告示第四十号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定辞退年月日
	名 称		
藤原 文明	十和田市立中央病院	耳鼻咽喉科（聴覚障害）	令和 六・三・三

青森県告示第四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

鹿子石二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標

柱十一号を結んだ線は主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡鱒ヶ沢町	芦花町	玉坂	二八の四
二	〃	〃	〃	二八の一
三	〃	〃	〃	二一の二
四	〃	〃	鹿子石	一四五の二
五	〃	〃	〃	一〇の二
六	〃	〃	〃	一二四
七	〃	〃	玉坂	三七の一
八	〃	〃	〃	〃
九	〃	〃	鹿子石	二一
十	〃	〃	〃	二〇
十一	〃	〃	〃	五の五

青森県告示第四十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 亀山三号土砂災害警戒区域及び亀山三号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 浅井土砂災害警戒区域及び浅井土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 亀山三号土砂災害警戒区域及び亀山三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 浅井土砂災害警戒区域及び浅井土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和六年一月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
平川市尾崎浅井六の三	畑	三、九八二

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和六年四月二七日	一年	四二、六〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年二月十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭